

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、水防法（昭和24年法律第193号）第25条及び江差町防災会議条例（昭和38年江差町条例第6号）第2条第1号の規定に基づき、江差町防災会議が作成する計画であり、江差町の地域に係る防災に関し、災害予防・災害応急対策及び災害復旧などの災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、江差町防災の万全を期することを目的とする。

1. 江差町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関・自衛隊・北海道・北海道警察・指定公共機関・指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱に関する事
2. 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関する事
3. 気象・水象・地象などによる災害の未然防止と被害の軽減を図るため施設の整備及び改善など災害予防に関する事
4. 災害が発生した場合の給水・防疫・食料供給など災害応急対策に関する事
5. 地震・津波等大規模災害の発生又は発生する恐れのある場合の災害予防及び応急対策に関する事
6. 災害復旧に関する事
7. 防災訓練に関する事
8. 防災思想の普及に関する事

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

本計画は、以下の8章から構成される。

- 第1章 総 則
- 第2章 江差町の概況
- 第3章 防災組織
- 第4章 災害予防計画
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 地震・津波災害対策計画
- 第7章 事故災害対策計画
- 第8章 災害復旧・被災者支援計画

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

1. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
2. 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、互助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
3. 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
4. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
5. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 水防法：水防法（昭和24年法律第193号）
- 防災会議：江差町防災会議
- 本部（長）：江差町災害対策本部（長）
- 防災計画：江差町地域防災計画
- 防災関係機関：江差町防災会議条例（昭和38年条例第6号）第3条に定める委員の属する機関

第5節 計画の修正要領

江差町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれに修正するものとする。

1. 社会・経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって、計画の変更を必要とするとき。
3. 新たな計画を必要とするとき。
4. 防災基本計画の修正が行われたとき。
5. その他江差町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

江差町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
函 館 地 方 気 象 台	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 こと。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、 水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 こと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 こと。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 こと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 こと。
江 差 海 上 保 安 署	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知並 びに災害情報の収集を行うこと。 2 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関 すること。 3 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送を行う こと。 4 海上における人命の救助に関する事 こと。 5 海上交通の安全確保に関する事 こと。 6 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関する事 こと。 7 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関する事 こと。
函 館 開 発 建 設 部 江 差 道 路 事 務 所 江 差 港 湾 事 務 所	1 災害に関する情報の伝達、収集に関する事 こと。 2 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村へ の支援に関する事 こと。 3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事 こと。 4 災害対策用機材等の地域への支援に関する事 こと。 5 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関する事 こと。 6 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関する事 こと。 7 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関する事 こと。 8 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関する事 こと。 9 港湾施設の整備及び災害復旧に関する事 こと。 10 補助事業に係る指導、監督に関する事 こと。
檜 山 森 林 管 理 署	1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関する事 こと。 2 所轄国有林の復旧治山対策及び予防治山の実施に関する事 こと。 3 林野火災の予防対策及び未然防止に関する事 こと。 4 災害時における江差町からの要請に基づき緊急対策及び復旧用材の供 給に関する事 こと。

第2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第28普通科連隊	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ部隊等の一部を協力させ ること。 2 災害に関する情報の伝達・収集に関する事 こと。 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

第3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
檜山振興局（地域政策課）	1 檜山振興局地域災害対策連絡協議会における事務運営・企画に関する こと。 2 防災に関する組織の整備を図り、防災資機材の備蓄、その他災害予防措 置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務または業務の実 施を助け、総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
檜山農業改良普及センター	1 被災地の農作物及び家畜の技術指導に関すること。 2 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導に関すること。
檜 山 振 興 局 森 林 室	1 林野火災の予消防対策と未然防止に関すること。 2 林野火災空中消火用資材及び散布用消火薬材の供給に関すること。 3 災害時における緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
檜山南部地区 水産技術普及指導所	1 災害時における水産物及び水産施設の技術指導に関すること。 2 災害地の漁場における防疫指導その他営漁指導に関すること。
檜山振興局保健環境部	1 医療班の編成調整指導に関すること。 2 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。 3 医療防疫・薬剤の確保及び供給に関すること。 4 薬品の保有状況、応急措置連絡調整に関すること。 5 防疫活動の調査指導に関すること。 6 検疫調査及び健康診断に関すること。 7 避難所における衛生施設の管理指導に関すること。 8 災害時における医療救護活動に関すること。 9 感染症予防に係る薬剤の供給斡旋に関すること。 10 災害時における塵芥収集、し尿の汲み取り、へい獣処理等の清掃業務に 対する町への指導助言を行うこと。
北 海 道 立 江 差 病 院	1 救護班又は医療班を編成し、町長の派遣要請に応じ被災者の医療及び 助産を行うこと。 2 町長から要請があった場合、可能な範囲において被災者の収容・治療及 び助産にあたること。
檜 山 教 育 局	1 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関する こと。 2 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。
函館建設管理部 江差出張所	1 水防技術指導に関すること。 2 災害時の関係河川の水位・雨量の情報収集及び報告に関すること。 3 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関するこ と。 4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。 5 所轄河川・道路・漁港・海岸及び急傾斜地の災害予防・災害応急対策・ 災害復旧対策並びにその他の管理に関すること。

第4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
江 差 警 察 署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 災害警備本部の設置運用に関すること。 4 被災地・避難場所・危険箇所の警戒に関すること。 5 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。 6 危険物に対する保安対策に関すること。 7 広報活動に関すること。 8 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

第5 江差町及び消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
江 差 町	1 江差町防災会議に関すること。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 3 自主防災組織の充実を図ること。 4 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 6 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
江 差 町 教 育 委 員 会	1 児童及び生徒に対する防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 2 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 3 避難等に係わる町立学校施設の使用に関すること。 4 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
檜山広域行政組合 江 差 消 防 署 江差町消防団	1 消防力等の整備に関すること。 2 防災のための調査に関すること。 3 防災教育訓練に関すること。 4 災害の予防・警戒及び防御に関すること。 5 災害時の避難・救助及び救急に関すること。 6 その他、消防計画に定める災害対策に関すること。

第6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話(株) 北海道事業部	1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本郵便局(株)江差郵便局 及びその他の町内郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 2 郵便の非常取扱いを行うこと。 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 4 災害時における協定に基づき協力すること。
北海道電力(株)江差営業所	1 電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 3 ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。
日本赤十字社江差町分区	1 救助法が適用された場合、北海道知事（以下「知事」という。）との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 2 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること。

第7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
檜 山 医 師 会	1 災害時における救急医療を行うこと。
北 海 道 薬 剤 師 会	1 災害時における調剤・医薬品の供給を行うこと。
北 海 道 獣 医 師 会	1 災害時における家庭動物対応を行うこと。
江 差 土 地 改 良 区	1 土地改良施設の防災対策を行うこと。 2 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。

第8 その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本水難救済会 江差救難所	1 沿岸における海難救助活動の実施及び江差海上保安署又は町長の要請による救護活動に関すること
新函館農業協同組合江差支店 ひやま漁業協同組合江差支店 檜 山 南 部 森 林 組 合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 3 共済金支払いの手続を行うこと。
江 差 商 工 会	1 災害時における物価の安定及び救助物資の確保・協力に関すること。
江 差 建 設 協 会	1 災害時における応急復旧工事・緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動の協力に関すること。
社 会 福 祉 施 設	1 災害時における収容者の保護に関すること。 2 避難用設備の整備及び避難訓練に関すること。
江差町社会福祉協議会	1 災害時において、障がい者・高齢世帯等の救護対策に関すること。 2 災害時におけるボランティア登録者の活動支援に関すること。 3 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 4 災害時における生活福祉資金の斡旋に関すること。
一 般 病 院 ・ 診 療 所	1 災害時において医療及び防疫対策についての協力に関すること。
南檜山歯科医師懇親会	1 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整並びに応急歯科医療に協力すること。 2 町長の要請に基づく救急歯科医療隊の編成を行うこと。
日 本 赤 十 字 社 江 差 町 奉 仕 団	1 災害時における住民の避難誘導、被災者の救護対策に協力すること。 2 被災者に対する炊きだし等に協力すること。
江 差 町 町 内 会 連 合 会	1 災害時における住民の避難誘導の協力に関すること。 2 災害時における災害情報等の連絡に関すること。 3 災害時における指定避難所の維持管理・運営の協力に関すること。
青 年 ・ 女 性 団 体	1 町長の要請に応じ、災害時において住民の避難誘導、被災者に対する炊きだし等、被災者の救護対策への協力に関すること。
江 差 旅 館 組 合	1 災害時における住民の被災者の救護対策に協力すること。
江 差 町 危 険 物 安 全 協 会	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。
檜山南部沿岸排出油等 防除協議会	1 大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合の防除活動について、必要な事項の協議を行うとともに、総合調整を行う。
運 送 事 業 者	1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
江 差 町 防 火 管 理 者 協 会	1 災害時における施設利用者等の避難誘導、被災者の救護対策の協力に関すること。 2 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
ハートランドフェリー(株)江差支店 函館バス(株)江差営業所 檜 山 ハ イ ヤ ー (有)	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 被災地の応援輸送対策に関すること。

第7節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害・経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「互助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品・飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1. 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路・指定避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池・携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練・研修会等への積極的参加による防災知識・応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2. 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助及び支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

- (5) 町及び防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3. 災害緊急事態の布告があった時の協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次被害の防止、事業の継続、地域の貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料・飲料水・生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町・防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力に努めるものとする。

1. 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化及び耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2. 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消化活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1. 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。（以下、「地区居住者等」という。））は、当該地区における防災力

の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

2. 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。
3. 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。
4. 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努めるものとする。
5. 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、町をはじめ住民個人や家庭及び事業者や団体等は多様な主体の連携により、「防災の日」「防災週間」「水防月間」「土砂災害防止月間」「山地災害防止キャンペーン」「津波防災の日」「防災とボランティアの日」「防災とボランティア週間」等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組みを行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。